

別記様式

被 処 分 者	認定証番号	岡山県公安委員会 第 72000338 号
	氏名又は名称	三洋環境株式会社
	代表者の氏名	小林 寛嗣
	主たる営業所の所在地	岡山県岡山市北区下伊福上町8番20号
	処分に係る営業所等の名称及び所在地	三洋環境株式会社千葉支店 千葉県千葉市中央区中央3丁目3番1号 フジモト第一生命ビルディング8階
処 分 年 月 日	令和3年11月19日	
処 分 内 容	指示（警備業法第48条）	
処分理由・根拠法令	<p>1 処分理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業所のない都道府県における営業所の新設等届出義務違反 ・ 営業所のない都道府県における営業所の新設等届出書等虚偽記載 <p>2 根拠法令</p> <p>警備業法第9条（営業所の届出等） 警備業法施行規則第11条第2項（営業所の届出等）</p>	
処分を行った公安委員会	千葉県公安委員会	

注1：処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2：処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、警備員に対する教育義務違反が判明したもの」等）。